

## 第14 ヘイト・スピーチ問題

### 1 ヘイト・スピーチとは

ヘイト・スピーチとは、広くは「マイノリティ（社会的少数派）に対する差別的・侮辱的な表現や言動」を指す言葉であるが、具体的な社会問題としては、国際人権規約や人種差別撤廃条約との関係で、『民族的・宗教的・言語的なマイノリティ（①一国において他の住民より数的に劣勢な集団で、②被支配的な立場にあり、③国民の残りの人たちと違った民族的・宗教的または言語的特徴を有し、④自己の文化・伝統・宗教または言語を保持することに対して連帯意識を默示的であるにせよ示しているもの）に対する、差別的・侮辱的な表現・言論による威嚇・扇動行為』を意味する。

日本では、当初「憎悪表現」と直訳されたこともあって、単なる憎悪を表した表現や相手を非難する言葉一般のように誤解されている向きもあり、これが法規制論において混乱を招く原因にもなっているが、あくまで「社会的マイノリティに対する差別扇動的言動」という社会的事象を指す言葉である。

### 2 日本におけるヘイト・スピーチの歴史と実態

戦後、日本社会には根強く在日朝鮮（韓国）人に対する偏見・差別が存在し続けてきたが、2000年代に入り、インターネット上で極めて無責任かつ非常識な罵詈雑言の言葉が踊るようになり、それが在日朝鮮（韓国）人に対しても向けられるようになった。やがて、それらの誹謗中傷はエスカレートしていき、遂にはそれらの者たちがネットを通じて連絡を取り合い、現実の運動団体化をしていった（「在日特権を許さない市民の会（在特会）」等）。

2009（平成21）年12月から2010（平成22）年3月にかけて、在特会は京都朝鮮第一初級学校（小学校）に対して街宣活動をかけ、大音響マイクで「朝鮮学校を日本から叩き出せ」「北朝鮮のスパイ養成機関」「密入国の子孫」「朝鮮人は保健所で処分しろ」「不逞朝鮮人を監獄にぶち込め」等の罵詈雑言を浴びせた。

これらの行為に対し、2013（平成25）年10月7日に京都地裁判決は、「単なる不法行為ではなく人種差別撤廃条約の人種差別にあたる」と認定し、在特会に対し学校側への約1226万円の損害賠償と、半径200メートル以内の街宣等を禁止している。

この判決は、2014（平成26）年7月8日の控訴審判決でも維持され、同年在特会の上告が棄却されて確定している。

また、2012（平成24）年6月にも、奈良水平社博物館での特別展示「コリアと日本」に対する在特会副会長の街宣活動について、奈良地裁で名誉棄損と認定され150万円の損害賠償が認定されている。

2012（平成24）年8月、東京・新大久保で排外主義デモが行われ、お散歩と称して商店街の中に入り込み、韓国系商店の看板を蹴り飛ばしたり、店員らを捕まえて「ゴキブリ」「殺すぞ」と怒鳴り、日本人客に対しても「こんなところで買うな」「売国奴」と罵る等の暴行・脅迫・営業妨害行為を行った。

また、2013（平成25）年2月～3月にも、同じく新大久保で同様のデモが行われ、「韓国人を絞め殺せ」「うじ虫韓国人を日本から叩き出せ」「朝鮮人は即刻東京湾へ叩き込みましょう」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」等の罵詈雑言を在日朝鮮（韓国）の人たちに浴びせた。

2013（平成25）年2月24日、大阪・鶴橋でも排外主義デモが行われ、「ゴキブリチョンコを日本から叩き出せ」「恥ずかしい民族が偉そうに息を吸うな」「在日朝鮮人は不法入国という犯罪者」「いつまでも調子に乗つとったら、南京大虐殺じゃなくて鶴橋大虐殺を実行しますよ（女子中学生の発言）」等の罵詈雑言を在日朝鮮（韓国）の人たちに浴びせた。

これらの在日朝鮮（韓国）の人たちへの集団的行動による罵詈雑言・誹謗中傷は、上記だけでなく日本中で今でも日々行われており、しかもこれらの情報はネットで拡散し、これに同調する者がむしろ増加している傾向がある。

### 3 ヘイト・スピーチによる「人権侵害」とは

このような、主に在日朝鮮（韓国）の人たちへの集団的行動による罵詈雑言・誹謗中傷（ヘイト・スピーチ）は、特定の個人や施設が対象であれば、個別の身体・名誉・財産等の権利に対する侵害として、脅迫・強要・名誉棄損・侮辱・不法行為等の民事制裁あるいは刑事処罰も可能である（前述したように判例もある）。

しかし、不特定の「朝鮮人」「韓国人」という民族一般に対するヘイト・スピーチについては、現行法上は個別の被害・損害認定が困難なため、民事制裁や刑事処罰等の法的規制規定がなく、デモや集会等への行政的規制も、表現・言論の自由との関係で簡単ではない。

他方、不特定対象の形であっても、ヘイト・スピーチの標的とされた人々は、自尊心が深く傷つき、更なる攻撃への恐怖に怯えトラウマとなり、自己喪失感と無力感に苛まれ（「魂の殺人」）、また近隣からも蔑みの目で見られる等、憲法14条の平等原則に反するのみならず、憲法13条で保障される「個人の尊厳」を著しく傷つけられている。それは、「人権侵害」以外の何物でもない。

国際条約的には、これらの言動は明らかに人種差別であり、世界中の国々で違法とされている行為である。

#### 4 国際法上の規制

国際人権規約の自由権規約第20条2項は、「差別、敵意または暴力の扇動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」と定めており、日本は1979（昭和54）年にこれを批准している。

人種差別撤廃条約（1964〔昭和39〕年12月国連総会採択）の第4条は、加盟国に対し、以下のように定めている。

「締約国は、①人種的優越性や、皮膚の色や民族的出身を同じくする人々の集団の優越を説く思想・理論に基づいていたり、②いかなる形態であれ、人種的憎悪・差別を正当化したり助長しようとするあらゆる宣伝や団体を非難し、このような差別のあらゆる煽動・行為の根絶を目的とする迅速で積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具体化された原則と次条が明記する権利に留意し、特に次のことを行う。

- (a) ①あらゆる人種的優越・憎悪に基づく思想の流布、②人種差別の煽動、③人種や皮膚の色、民族的出身の異なる人々に対するすべての暴力行為や、④暴力行為の扇動、⑤人種主義的活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき違法行為であることを宣言する
- (b) 人種差別を助長し、煽動する団体や宣伝活動（組織的なものも、そうでないものも）が違法であることを宣言し、禁止し、こうした団体や活動への参加が法律で処罰すべき違法行為であることを認める
- (c) 国や地方の公の当局・機関が人種差別を助長したまは煽動することを許さない」

しかし、日本は、1995（平成7）年（条約成立後31年後）によようやく人種差別撤廃条約に加盟したものの、第4条の(a)と(b)の条項は留保（法的効果を排除または変更）したままである（条約加盟国176か国で留保は20か国のみ）。

また、日本は、1979（昭和54）年に自由権規約を批准し、その20条によりヘイト・スピーチを禁止する法的義務を負っているが、その後35年以上も人種差別を一般的に禁止する法律すら制定して来なかった。

国連の人種差別撤廃委員会は、このような状況の日本政府に対し、2001（平成13）年以降数回にわたり、人種差別撤廃条約第4条の完全実施と差別禁止法の制定を勧告しているが、日本政府は、「正当な言論までも不当に委縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている

状況にあるとは考えていない。」「現行法で対処可能」「啓蒙等により、社会内で自発的に是正していくことが最も望ましい」と反論し、立法に消極的であり続けた。

しかし、ようやく2016（平成28）年5月24日、国会でヘイト・スピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が成立した。「不当な差別的言動は許されないことを宣言」し、人権教育や啓発活動を通じて差別の解消に取り組むと定めた理念法で、ヘイト・スピーチを直接禁止したり罰則を設けておらず、また「本邦外出身者」「適法居住者」に保護の対象を絞っている点等、問題点や実効性に疑問の面もあるが、ヘイト・スピーチが人種差別に基づくものであり、許されるものではないことを法的に明らかにした点で大きな意味があり、ようやく我が国においてもヘイト・スピーチ対策の一歩が踏み出せたと言える。

そして、この法律が成立した直後の2016（平成28）年6月2日、横浜地裁川崎支部で、申立てをした社会福祉法人から半径500メートル以内でのヘイト・スピーチデモを禁止する仮処分決定が出された。この決定では、5月に成立したヘイト・スピーチ解消法に言及し、ヘイト・スピーチデモを「人格権に対する違法な侵害行為に当たる」と認定して、さらに「その違法性が顕著であれば集会や表現の自由の保障の範囲外」とまで言及している。

## 5 ヘイト・スピーチに対する法規制の是非

4で述べたとおり、日本においてもヘイト・スピーチ等の人種差別を違法とする基本法（ヘイト・スピーチ解消法）が出来たことは大きな前進であるが、日々の現実の中で起こっている主に在日朝鮮（韓国）人に対するヘイト・スピーチによる人権侵害の状況は、極めて酷い状況にあり、国際法的には日本はこれに対し具体的な法的規制をすべき立場にある。

しかし他方、憲法学会や弁護士会内においては、ヘイト・スピーチの被害を認めつつも、法規制には、以下のような根強い慎重論がある。

① 一定の人々にとっていかに「不快」でも、権力が表現内容に基づいて「不快だから規制する」ことを認めることは、他の「悪い」表現、例えば政府批判を政府が法規制することに道を開いてしまう危険がある。

② 表現の自由は、法規制に弱い性格を有し、たいていの人は処罰される危険を冒してまで表現活動をせず、法規制が過度の自主規制を招く委縮効果の危険性がある。それを避けるには禁止される行為は何かを明確に示す必要があるが、ヘイト・スピーチの場合、その範囲の線引きが困難である。

③ 法規制は差別する人の心までは変えられないから、啓蒙や教育で対処すべき。

④ 法規制ではなく、対抗言論により解決するのが民主主義であり、表現内容に政府が介入することを許すのは民主主義を搖るがす。

確かに、「表現・言論の自由」に対する法規制には、権力による濫用の危険性が常に伴うものであり、特に刑事法的規制については、慎重な検討が必要であろう。

しかし、現在日本において行われているヘイト・スピーチは、もはや「不快」というレベルのものではなく、明らかなマイノリティに対する「人種差別」「人権侵害」であり、それらの言動で「個人の尊厳」を著しく傷つけられている人たちが、現に目の前に存在している。それなのに、法規制のリスクや規制対象選別の困難さを理由に、結果としてそれら現実の被害者の人たちに対し何も法的な救済をしないことが、基本的人権の擁護を使命とする弁護士として、許されることであろうか。

人種差別禁止に向けての啓蒙や対抗言論は確かに重要であるが、今現在攻撃されているマイノリティの人たちを救済する法的手段は別途考えられるべきである。また、聞く耳を持たない確信的な誹謗中傷者たちに対して、「思想の自由市場」での議論で悪質な言論は駆逐されるという理屈が成り立つかは疑問であるし、マイノリティ等の対抗言論が実際に社会的に保障されているかも疑問である。

## 6 弁護士会等での検討状況と問題意識

日弁連は、2015（平成27）年5月、国に対し「ヘイト・スピーチ等の人種的差別に関する実態調査を行うこと」「人種的差別禁止の理念並びに国及び地方公共団体が人種的差別撤廃に向けた施策を実行するに当たっての基本的枠組みを定める法律の制定を求める」と等を求める事を趣旨とした『人種等を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を求める意見書』を理事会で採択・決議し、ヘイト・スピーチが法的に許されないものであるという理念を明確に打ち出した。

東弁は、更に一步踏み込んで、同年9月、『地方公共団体に対して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書』と地方公共団体向けリーフレットを常議員会で採択・決議し、地方公共団体に対し一定の要件のもとでヘイト・スピーチ団体への公共施設利用を拒否することを求めている。

「表現・言論の自由」が最大限尊重されるべきことは当然であるが、人種的差別行為としてヘイト・スピーチが公然と行われている以上、現に傷つけられている被害者を救済し人権侵害を防ぐために、厳格な要件の下での濫用の危険のない法規制の在り方を、民事・刑事・行政の各面から検討することは必要である。我々法友会としても、今後ともその検討を進めてゆく。